



こども基本法について知ろう



問い合わせ こども家庭グループ こども相談室 (☎03-6677)

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える『こどもまんなか社会』を目指し、こども家庭庁が発足されました。

今月号では、こうした社会を目指して、こどもや若者に関する取り組みを進めていくための基本事項を定めた法律『こども基本法』について紹介します。

『こども基本法』の6つの基本理念

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢及び発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのため最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

どうして『こども基本法』がつくられたの？

これまで、『児童福祉法』『母子保健法』『児童虐待防止法』など、こどもに関わるさまざまな法律はありましたが、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律がありませんでした。

しかし、虐待や貧困、ヤングケアラーなど、こどもを取り巻くさまざまな問題や、コロナ禍による行動制限といった社会のめまぐるしい変化など、こどもを巡る環境の深刻化を抜本的に解決し、こどもの権利施策を幅広く、整合性をもって実施するために、こどもの権利に関する国の基本方針、理念およびこどもの権利保障のための原理原則が定められる必要があります。

そのため、憲法および国際法上認められるこどもの権利を、包括的に保障する法律が求められ、こども基本法の成立に至りました。

※詳しくはこども家庭庁^{ユーチューブ}YouTubeをご覧ください。



こども家庭庁
YouTube

どんな取り組みをするの？

国は、こども基本法において、こども施策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針（こども大綱）を定めることとしました。

都道府県や市町村は、この基本的な方針をもとに、こども施策についての計画（こども計画）を定めるよう努めるものとされています。

そして、国や都道府県、市町村は、こども施策を策定・実施・評価するにあたって、こども施策の対象となるこどもまたは、こどもを養育する者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされました。

こどもや若者の意見を聞きながら、国や都道府県、市区町村は、こども施策を進めていきます。

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

この条約は、世界中すべての子どもたちが持つ権利を定めた条約です。1989年11月20日、第44回国連総会において採択されました。

この条約を守ることを約束した締約国・地域の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1994年に批准しています。

子どもの権利条約は、子ども(18歳未満の人)が権利を持つ主体であることを明確に示しました。子どもが大人と同じように、ひとりの人間としても様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあつて特別な保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

条約の採択は、世界中で、子どもたちの状況の改善につながってきました。

条約の基本的な考え方は、次の4つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに合わせて考えることが大切です。4つの原則は、「こども基本法」にも取り入れられています。

◇差別の禁止(差別の無いこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

◇子どもの最善の利益(子どもにとって最も良いこと)

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

◇生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

◇子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(出典：(公財)日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト)

ちよっと寄り道



ヤングケアラー

こどもたちの健全な成長を考えていくにあたり、近年、家族などの世話や介護を行う『ヤングケアラー』と呼ばれるこどもたちが取り上げられるようになりました。

ヤングケアラーが担う家族の介護や世話は、『お手伝い』の枠を超えて、家族にとっては欠かすことのできない大切な役割となっています。実際、ケアをすることで家族の役に立っている誇りや自信を感じているこどももいます。

しかし、こどもはそのためにも時間や労力を取られることで、負担が長期間にわたると学習や発達、生活とケアの両立そして進路選択などにも支障が出るのが指摘されています。

また、ヤングケアラー自身『こども』であることから、自分の悩みを外部の公的機関に相談することが難しく、また、相談を受ける側の支援者が持つヤングケアラーの認識も未だ発展途上であることから、結果的に、表面化がしにくい傾向も言われています。

ヤングケアラーへの支援の必要性についての認識を高め、表面化しづらいヤングケアラーを発見・把握し、必要な支援につなぐ仕組みを考えていくことが求められています。

ヤングケアラーの 主な相談窓口



ほっかいどう
親子のための
相談LINE

登別市子ども相談室

☎0123-6677

✉child2@city.noboribetsu.lg.jp

北海道ヤングケアラー

相談サポートセンター(えべつケアラーズ)

☎0120-516-086

✉hokkaido.young.carer2022@gmail.com

まとめ

現代では、こどもは大人から監護・教育される存在であつて、大人の言うことを聞かなければならない存在として理解されていることが多いですが、このことは、大人の意識や態度によって、こどもの権利侵害が容易に発生しかねないことを意味します。

『こどもが意見を表明できる権利』が当たり前のものとして保障されていくためには、法的な枠組みが変わるだけでなく、私たちの中にある『こどもに対する意識や見方』もまた、変わっていく必要があります。

こども施策は社会全体で取り組んでいく必要があります。こどもの権利を包括的に保障し、『こどもまんなか社会』を目指して、こどもや若者に関する取組を進めていく『こども基本法』を、こどもや若者の皆さんはもちろんのこと、幅広い世代の皆さんに知ってもらい、理解してもらうことが大切です。

『こども基本法』は、まだできたばかりです。もっとたくさんの人に知ってもらい、こどもも大人も、みんなが幸せな生活を送ることのできる『こどもまんなか社会』をつくっていきましょう。